# 阿賀野市特定事業主行動計画

平成28年4月1日

## I. 目的

少子高齢化が進む中、次世代を担う子どもたちを安心して産み育てることが出来る社会の環境整備に取り組むため次世代育成支援対策推進法が平成15年に施行されたことに伴い、当市としても、「阿賀野市特定事業主行動計画」を策定し、職員の仕事と子育ての両立を図るため各種制度を実施してまいりました。

今般、次世代育成支援対策推進法が改正され、平成36年度まで延長されたこと、女性活躍推進法が施行されたことから、職員の仕事と子育ての両立を引き続き職場として支援し、女性の活躍に資するため、「阿賀野市特定事業主行動計画」を策定しました。

# Ⅱ. 計画期間

国が定めた「行動計画策定指針」では概ね5年間を1期としていることから、今回の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

## Ⅲ.計画推進について

(1) 効果的に推進するため、毎年計画の進捗状況を確認し、阿賀野市衛生委員会の協力を得て、必要により見直し等の検討を行います。

- (2)職員に対し、計画を周知するとともに、総務課人事係を窓口とし、各種 勤務条件などの相談・情報提供を行います。
- (3) 所属長は、業務上の配慮が必要な職員にとって最初の相談窓口となる重要な役職であることから、各種制度を正しく理解し、日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めるとともに制度の積極的な利用を働きかけるものとします。

## Ⅳ. 具体的な内容と目標について

#### 1 女性の活躍の推進について

- (1) 将来のキャリアを見据え、女性が多様な職を経験できるよう異動に配慮を行います。
- (2) 女性の管理的地位の職種への登用を積極的に行う。 係長以上の女性の割合が少ないことから、今後の管理職候補である課 長補佐及び係長の割合を増やしていきます。

【目標値】 係長以上の割合 30% (現状値 23.7%) ※現状値は平成 27 年度当初

## 2 妊娠中及び出産後に関する配慮について

- (1) 仕事と子育ての両立のためには、本人だけでなく、上司や同僚など、 職場全体が母性保護及び母性の健康管理等により制度化された特別休暇 などの制度を知っている必要があることから、掲示板等を活用し定期的 に制度の周知を行います。
- (2) 妊娠中の職員の健康や安全に配慮できるよう、所属所において必要により業務分担の見直しを行います。
- (3) 妊娠中の職員に対しては、原則、超過勤務を命じないこととします。

#### 3 男性の子育て目的の休暇等の取得促進について

子どもの出生時に、父親として配偶者をサポートすることから子育ての第一歩が始まります。出生の瞬間を家族とともに喜び、育児のスタート台に立つ意味でも、特別休暇の取得を促進します。

#### (1) 配偶者出産休暇の取得促進

職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産するため、病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を 経過するまでの間における2日の範囲内で取得可能(時間単位で取得可)。

【目 標 値】 該当職員の利用率 100%

#### (2) 男性職員の育児参加休暇の取得促進

職員が、妻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産に伴い、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する場合で、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産後8週間を経過する日までの間において5日の範囲内で取得可能(時間単位で取得可)。

【目標値】 該当職員の利用率 100%

## 4 育児休業を取得しやすい環境の整備等について

#### (1) 男性職員の育児休業の取得促進

女性の育児休業の取得率は100%であることから、今後も引き続き取得率を維持していくとともに、男性の取得を促進します。

男性の取得に関し、所属所の理解が得られるよう環境整備に取り組んでいきます。

【目標値】 男性職員の取得率 20%

### (2) 育児休業及び部分休業などの特別休暇制度等の周知

育児休業及び部分休業などの育児のために設けられている特別休暇の利用については、引き続き制度の周知を図り、利用の更なる促進を図ります。

- ア 妊娠を申し出た職員に対しては、個別に育児休業等の制度や手続について説明を行います。
- イ 育児休業を取得する際に、業務への支障による不安があることから、 育児休業の取得の申し出があった場合には、所属所において、業務の分担

等の見直しを行い、代替要員の確保に配慮します。

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援として、復職時は原 則休業前の職への復職とします。

### 5 年次有給休暇等の取得の促進

休暇の取得促進は、ワークライフバランスの視点から、積極的に取り組む必要があります。

特に子育て中の職員は、乳幼児期における子どものふれあいの時間の確保だけでなく、育児疲労の回復の視点からも積極的に取得することが必要です。

また、子の看護休暇及び短期介護休暇についても、与えられた権利であることから、取得の促進を目指します。

- (1) 年次有給休暇の取得の促進を図ります。
  - ア 所属長は職員が安心して年次有給休暇を取得できるように、職場内で の情報共有化、副任の活用による業務の分担など職員同士がサポートし 合える体制づくりに努めます。
  - イ 所属長は年次有給休暇を取りやすい雰囲気の醸成に努め、自ら年次有給 休暇の取得促進に努め、全体の年次休暇の取得日数の増加を図ります。
  - ウ ゴールデンウィーク期間や夏季等における連続休暇、職員及び家族の誕 生日等の記念日や子どもの学校行事、子どもの夏休み・冬休み・春休み期 間等、家族とのふれあいのための年次有給休暇の取得の促進を図ります。
  - エ 夏季休暇は与えられた日数の完全取得を図ります。

【目標値】 課長補佐級以上の年間平均取得日数 10日(現状値7日) 全職員における年間平均取得日数 12日(現状値9.7日) 夏季休暇取得日数 5日(現状値4.3日)

※現状値は平成26年度実績

(2)子の看護休暇及び短期介護休暇の取得の促進を図ります。

取得が必要な職員が知らないで利用することがないよう、制度の周知を行い、更なる取得の促進を図ります。

## 6 時間外勤務の縮減について

長時間労働は、健康面に悪影響を及ぼすだけでなく、子育て中の職員や介護 中の職員にとって仕事との両立を困難なものにしています。

ワークライフバランスの実現のために時間外勤務の縮減に努めます。

(1) 深夜勤務及び時間外勤務を制限します。

所属長は、小学校就学前の子を養育する職員や介護中の職員からの申し出があった場合、業務に支障のない範囲で時間外勤務命令をしない等、必要な配慮を行います。

(2)「ノー残業デー」について徹底し、時間外勤務の縮減に努めます。

ノー残業デー(毎週木曜日)を徹底するため、庁内掲示板等により周知 を引き続き行うとともに、新たに管理職員による定時退庁の率先喚起を行い ます。

(3) 退庁時刻の把握と活用

人事当局は職員個々の退庁時間を把握し、定時退庁が出来ない職員が多い 部署については、当該所属長に情報提供を行うとともに改善を促します。

(4) 時間外の会議等について

他団体関係によりやむを得ない場合の会議を除き、時間外及び終業時刻間際の会議や打ち合わせを行わないこととします。

(5)業務の合理化を目指します。

所属長及び係の長は、職員の業務量や業務分担の見直しを行い、新たな業務を行う場合は、既存の事業との関係を整理し、合理化を図り、必要により廃止をするなど、絶えず業務の見直しを図ります。

また、職員は時間を意識し、一人ひとりが効率的な業務の遂行に心がけます。

【目標値】 人事院指針である一人当り時間外上限 年間 360 時間 以内(月30時間以内)

#### 7 固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組みについて

男性職員、女性職員共にお互いの能力が発揮できるよう、固定的な役割分 担意識の解消に努めます。

- (1) 各年齢層の職員に対して、研修を通じて意識啓発を行います。
- (2) 各種ハラスメント防止のための研修会を開催します。

## 8 非常勤職員等への次世代育成支援の取組

非常勤職員等についても安心して子育てに取り組めるように、妊産婦育児に関する休暇などの制度の拡充と周知を図り、仕事と子育ての両立の支援を進めます。

- (1)妊娠・出産にかかる休暇などの制度の周知を図ります。 母性保護及び健康管理等により制度化された休暇など引き続き周知を図ります。
- (2)子育てにかかる休暇などの制度の拡充とその周知を図ります。 特別無給休暇である、子の看護休暇を特別有給休暇とし、育児休業及び部 分休業の制度化を行い、周知を図ります。

### 9 勤務環境以外の次世代育成支援の取組

(1)子育てバリアフリーを促進します。

子どもを連れた人が安心して来庁できるよう、乳幼児と一緒に利用できるトイレやベビーベッドの設置の拡充について検討するとともに、全ての職員は親切な接遇に努めます。

- (2) 子ども・子育てに関する地域活動への貢献
  - ア 職員は、子どもが参加するスポーツや文化活動、地域行事へ積極的に 参加するよう努めます。また、活動に役立つ知識や特技などを持っている 職員は、地域行事や子育で等の活動に貢献するよう努めます。
  - イ 所属長は、職員が安心して上記活動に参加できるよう配慮に努めます。
- (3) 子どもを事故から守る活動について

公用車や自家用車の運転中に交通事故を起こさないよう、職員への綱紀 粛正を呼びかけます。

以上